

お知らせ

「コロナ後」に挑む 日経BP本社特設サイトはこちら > 医療従事者向けCOVID-19関連情報は「日経メディカル Online」

医師TOP > 特設サイト > 医療・介護経営 (日経ヘルスケア) > 裁判官が語る医療訴訟の実像

> 指導を守らなかった患者が死亡、過失相殺は認められる？



裁判官が語る医療訴訟の実像

フォロー中

指導を守らなかった患者が死亡、過失相殺は認められる？

2020/10/28

大島 真一 (大阪高裁 部総括判事)

医療安全

医療訴訟 損害額 過失相殺

印刷

シェア 0

1

ツイート

これまで**損害額**について述べてきましたが、この話題はひとまず今回が最後となります。前回までと同様、医師に過失があり、患者に悪い結果が発生したことを前提にご説明します。

1.過失と悪い結果の間に因果関係が認められない場合

医療訴訟では、医師らの過失と悪い結果の間に因果関係が認められなくても、医療水準にかなった医療行為が行われていれば、救命できた、または重大な後遺症が残らなかった「**相当程度の可能性**」があれば、その可能性を侵害したとして損害賠償が認められます (2020年2月25日と6月24日の記事を参照)。

その場合、延命できた、または重大な後遺症が残らなかった「**高度の蓋然性**」(80%程度確かである状態)が認められたわけではありませんので、逸失利益などの損害 (2020年7月22日の記事を参照) について証明ができたわけではなく、慰謝料 (精神的損害) のみが認められます。

慰謝料額については、200万~800万円程度が多いですが、それ以下だったり、逆に上回る場合もあります。救命できた、または重大な後遺症が残らなかった可能性につき、高度の蓋然性にかなり近い場合 (証明の程度が80%に近い場合) から、「可能性があることは否定できない」程度のもの (証明の程度が10%程度やそれ以下の場合) まで、かなり幅が広いことによるものと考えられます。こうした可能性の程度に、過失の内容、患者の年齢、家族構成などの事情が考慮されて、慰謝料額が決められます。

2.過失相殺が適用されるケース

考慮する、といったものです。

交通事故においては、車両同士が衝突した場合、双方に過失があることが多いので、過失相殺は頻繁に行われます。これに対し、医療事故については、過失相殺されることは珍しいといえます。もともと医療行為自体は医師などが行うものであって、患者が積極的に行為をすることは少ないという事情によるものです。

ただし、医療行為についても、最初の診察から各種検査、診断、治療と進む過程において患者の協力が必要な場合があります。患者が必要な協力をしないために誤った診断や治療が行われた場合などには、過失相殺がなされることもあります。そのような場面としては、(1) 患者が医師の療養指示などに従わなかった場合、(2) 患者が自己の状態について正しい情報を伝えなかったために医師が診断を誤った場合——が考えられます(2については、医師が容易に誤情報と判断できるような場合は、過失相殺されないこともあります)。

最高裁判決で医療事故につき過失相殺が争点になった事例はありませんが、下級審では次のような事例があります。

(1) の例として挙げられるのが、横浜地裁平成17年9月14日判決(判例タイムズ1249号198ページ)です。肝癌の発見が遅れたことについて医師の責任が認められた事案ですが、患者が禁酒指示に従わず飲酒を継続し、死亡時期を早めた可能性があることから、損害額を40%減額しています。また、京都地裁平成28年2月17日判決(判例タイムズ1453号223ページ)は、医師が、肝癌に罹患した患者を肝臓の専門医療機関に紹介する義務を怠ったことを認めましたが、患者はもともとB型肝炎ウイルスキャリアであり、医師から2回にわたり腹部超音波検査(肝エコー)を受けるよう促されたのに、これを受けず、職場での健康診断も受診しなかったことなどから、損害額を40%減額しています。

(2) については、症状などの説明義務違反を理由に損害額を減額したものとして、札幌高裁平成6年12月6日判決(判例タイムズ893号119ページ)があります。この事例では、予防接種を受けた幼児に重篤な後遺症が生じたところ、予防接種の知識や経験を有する医療従事者である母親が、本人がかげにかかっていたことを告げなかったことが認められ、損害額が10%減額されています。

3.素因減額が適用されるケース

素因減額とは、被害者の事情によって損害が発生、拡大した場合には損害額を減額する、というものです。

医療訴訟においては、患者はもともと何らかの疾患を有しているのが通常であり、そのために治療を受けていますから、そのような疾患を有していること自体は、(罹患が患者の責任によるものであっても)減額事由とはなりません。

医療訴訟において素因減額が認められるケースとしては、患者の心因的な要因によって損害が拡大した場合が考えられます。例えば、手術中の手技の誤りによって右下肢切断を余儀なくされ、その後患者が自殺した事例において、医師の過失と死亡との因果関係を認めつつ、自殺には患者の心因的要因が寄与しているとして損害額を20%減額した裁判例があります(高松地裁観音寺支部平成16年2月26日判決、判例時報1869号71ページ)。また、仙台高裁秋田支部平成18年5月31日判決(判例タイムズ1260号309ページ)では、健康診断の採血により神経損傷したケースで、患者の心因的要因により症状が悪化、長期化したとして損害額を30%減額しています。

シェア 0

1

ツイート

著者プロフィール

おおしま しんいち氏●1984年神戸大学法学部卒、司法修習生（38期）。京都地裁判事、大阪高裁判事、神戸大学法科大学院教授、大阪地裁判事などを経て、2017年徳島地家裁所長、2018年奈良地家裁所長、2020年2月より現職。大阪地裁では医療訴訟を扱う医事部の総括を務めた。『Q&A医療訴訟』（判例タイムズ社）などの著書がある。



連載の紹介

裁判官が語る医療訴訟の実像

医療訴訟が提起されたらどのようなプロセスを経て和解や判決に至るのか、個々の裁判に影響を与えるリーディング・ケース（重要判例）とは――。大阪地裁で医療訴訟を専門に取り扱った経験を持つ著者が、これまでの経験を踏まえ、医療訴訟の実像を分かりやすく紹介します。

フォロー中

忙しい先生の代わりに開業に必要なアレコレ集めました

『日経メディカル開業サポート』オープン！

「開業したいけど、何から手を付ければいい？」
「テナントではどんな物件があるの？」
「先輩開業医の経験談を聞きたい」今までこう思った経験はありませんか？

『日経メディカル開業サポート』では、開業までのスケジュールをセルフチェックできる「開業ToDoリスト」や、先輩開業医によるコラム、医師の開業意識調査結果など、これから開業される先生へ有益な情報満載でお届けしています。

また、物件探しや医療機器導入、会計・税務等、開業に関して適切なタイミングで適切なサポートを受けられる企業を厳選してご紹介しています。ご利用はすべて無料ですので、まずは一度サイトをご覧ください！



詳細を見る

この連載のバックナンバー

指導を守らなかった患者が死亡、過失相殺は認められる？

2020/10/28

説明義務違反による賠償、裁判所はこう判断する

2020/09/24

今改めて振り返る「終末期」を巡る裁判例

2020/08/26

「一家の支柱」が医療過誤で死亡、慰謝料の額は？